



あなたの健康を守る

国民健康保険税の期限内納付にご協力ください

今年度の国民健康保険税（以下「国保税」）の納税通知書を7月中旬に世帯主の方へ送付します。被保険者の加入期間などを確認の上、期限内納付にご協力をお願いします。

国保税（介護分）の税率を改正しました

本市の国民健康保険（以下「国保」）は、平成20年度から赤字運営となり、国保会計の貯金である基金の取り崩しと税率の見直しで対応してきました。

今年度は、介護納付金が増額となったため、介護分の税率を引き上げ、医療分、後期高齢者支援金等分（以下「支援金分」）の税率は据え置くこととしました。

軽減や減額制度があります

◆改正税率について、詳しくは本紙4月16日号をご覧ください。

●所得による軽減
前年の所得が一定額以下の場合、均等割と平等割の金額が軽減されます（「11ページ表1」参照）。なお後

期高齢者医療制度に移行した方がいる場合、移行した方を含めて軽減判定を行います（今年度より恒久化されました）。

●後期高齢者医療制度への移行による軽減

国保加入者の後期高齢者医療制度への移行により、世帯内の国保加入者が一人になる場合、医療分と支援金分の平等割が5年間は半額（単身軽減「11ページ計算例2」参照）となります。

また今年度から制度が延長され、その後の3年間は4分の3に軽減されます。

●被用者保険の扶養家族だった方への減免

職場の医療保険などに加入していた方が後期高齢者医療制度へ移行し、被扶養者となっていた65歳以上75歳未満の方が国保に加入する場合は、申請により減免が受けられます。

●被災や生活困窮者への減免

災害や生活の困窮などにより国保税の納付が困難な方は、申請に

●お問い合わせ／「制度全般」市国保年金課国保係 ☎26-5727

「課税の内容」市税務課税制係 ☎26-5711

「納税」市納税課納税係 ☎26-5719

各総合支所市民福祉課

より、減免などの措置を受けることができます。場合があります。

●離職による軽減

平成21年3月31日以降に、倒産・解雇や雇い止めなどにより離職した方で一定の要件を満たす場合、申告により国保税が軽減される制度があります。（「11ページ表2」参照）。

期限内納付にご協力を

国保税は、原則として1年分を7月末から平成26年2月末まで、8回の納期に分けて、納付書か口座振替で納めていただきます。納付が遅れると督促料などが加算される場合があります。納め忘れない口座振替をお勧めしています。

また今年度から送付した新しい様式の納付書で、全国の主なコンビニや東北管内のゆうちょ銀行・郵便局でも納付できます。

●「特別徴収」の世帯

国保の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、世帯主も国保の被保険者である場合は、国保税を世帯主が受給する年金から差し

引く「特別徴収」になります。ただし、申し出があれば口座振替に変更することができます。

●口座を確認してください

口座振替の方は納税通知書が届いたら、振替先の口座登録内容を確認してください。振替口座を変更する場合は、早めに金融機関で手続きをしてください。

加入や脱退は届け出が必要です

国保への加入や脱退は届け出が必要ですので、忘れずに届け出をお願いします。年度途中で加入や脱退があった方は月割で計算されます。加入の届け出が遅れると、遅れた分がさかのぼって課税され、国保の脱退の届け出をしないと国保税が課税されたままになりますので注意してください。

財政の健全化と健康づくり

国保財政の健全化には、皆さんの健康づくりが重要です。健康診断や人間ドックなどを受診し、病気の早期発見に努めましょう。

【表1】所得による国保税の軽減判定基準

軽減割合 (均等割および平等割)	軽減判定対象所得*
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+(24万5千円×世帯主を除く後期高齢者医療制度移行者数と世帯主を除く被保険者数)以下の世帯
2割軽減	33万円+(35万円×後期高齢者医療制度移行者を含む被保険者数)以下の世帯

◆申請は不要です。

◆軽減額の判定では、譲渡所得に係る特別控除と事業専従者控除の適用を受けることができません。

※軽減判定対象所得／世帯主と国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度移行者の前年所得の合計額

【表2】倒産・解雇などによる離職者(特定受給資格者)や雇い止めなどによる離職者(特定理由離職者)の方の軽減

対象者	次の全てに該当する方 ①雇用保険受給資格者証の離職年月日が平成24年3月31日以降 ②離職時に65歳未満の方 ③雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに該当する方
軽減内容	国保税および高額療養費等の所得区分判定の際、対象者本人の前年の給与所得を100分の30とみなして算定(給与所得以外は対象外)
軽減適用期間	平成24年3月31日～平成25年3月30日離職 →平成24・25年度 平成25年3月31日～平成26年3月30日離職 →平成25・26年度
申告	申告が必要 持ち物／雇用保険受給資格者証(最新のもの)、国民健康保険被保険者証、印鑑 ◆平成21年3月31日～平成24年3月30日に離職し、上記対象者の②③に該当する方で申告していない場合は、さかのぼって申告することができます。

■計算例1

夫(42歳)と妻(38歳)、子供(小学生)の計3人が国保に加入しています。夫は事業による所得が182万円ありました。妻は103万円の給与収入があり、源泉徴収票によると「給与所得控除後の金額」は38万円です。また夫の固定資産税額は3万円でした。

医療分 195,500円…①

- 所得割(基礎控除330,000円) 109,340円
【夫】(1,820,000円-330,000円)×7.1%=105,790円
【妻】(380,000円-330,000円)×7.1%=3,550円
- 資産割 30,000円×12.4%=3,720円
- 均等割 21,800円×3人=65,400円
- 平等割 1世帯当たり 17,100円

後期高齢者支援金等分 76,000円…②

- 所得割(基礎控除330,000円) 43,120円
【夫】(1,820,000円-330,000円)×2.8%=41,720円
【妻】(380,000円-330,000円)×2.8%=1,400円
- 資産割 30,000円×5.2%=1,560円
- 均等割 8,300円×3人=24,900円
- 平等割 1世帯当たり 6,500円

介護分(介護保険第2号被保険者の夫のみ該当) 60,900円…③

- 所得割(基礎控除330,000円)
【夫】(1,820,000円-330,000円)×2.8%=41,720円
- 資産割 30,000円×7.2%=2,160円
- 均等割 11,100円×1人=11,100円
- 平等割 1世帯当たり 6,000円

①+②+③合計年税額 332,400円

納期別税額／第1期41,900円、第2期～第8期 各41,500円

■計算例2

世帯主の夫(75歳)は国保から後期高齢者医療制度に移行し、妻(72歳)が国保に加入しています。夫の公的年金収入は230万円あり、「公的年金等控除後の金額」は110万円です。妻の公的年金収入は79万円あり、「公的年金等控除後の金額」は0円です。また夫の固定資産税額は5万円でした。

医療分 24,200円…①

- 所得割 0円
(昭和23年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)は、年金所得から150,000円を引いた額で軽減判定)
【夫】(1,100,000円-150,000円)+【妻】0円<330,000円+(350,000円×2人)……2割軽減に該当します
- 資産割 0円(国保に加入していない方の固定資産税は算定に入れません)
- 均等割 (21,800円-2割軽減分)×1人=17,440円
- 平等割 1世帯当たり17,100円×1/2-1,710円=6,840円
単身軽減分 半額の2割軽減分

後期高齢者支援金等分 9,200円…②

- 所得割 0円
- 資産割 0円(国保に加入者のみ)
- 均等割 (8,300円-2割軽減分)×1人=6,640円
- 平等割 1世帯当たり6,500円×1/2-650円=2,600円
単身軽減分 半額の2割軽減分

介護分(該当なし) 0円…③

①+②+③合計年税額 33,400円

納期別税額／第1期4,700円、第2期～第8期 各4,100円

◆税額は、医療分・後期高齢者支援金等分・介護分ともに各割額合算後100円未満を切り捨てます。

◆市ホームページでも国保税の試算ができますので利用してください。